

經濟論叢

第七十五卷 第四號

經濟學をいかに學ぶか

- 現代の經濟學と古典……………青山秀夫……(2)
- 經濟學の歴史的研究の意義……………出口勇藏……(9)
- 經濟法則の認識について……………吉村達次……(25)
- 會計學的觀點と會計學的思考……………酒井文雄……(35)
- 一八三〇年イギリス下院の階級構成……………佐藤明……(55)
- ドイツ帝國主義と「結集政策」……………大野英二……(74)
- ドイツ共和民主國における經濟發展……………金鍾碩……(93)
- 公有林野統一に現れた絶對主義的經濟政策の特質
……………鶴嶋雪嶺……(114)
- ロック・ウッド著 日本經濟の發展(1868—1938)
……………堀江保藏……(130)

[昭和三十年四月]

京都大學經濟學會

ドイツ民主共和國における經濟發展

——第一次五ヶ年計畫を中心とする——

金 鍾 碩

一 第一次五ヶ年計畫の採用とその概観

ドイツ民主共和國は、一九四九年十月七日に當時のソヴェト占領地區（東ドイツ）において、統一、平和愛好かつ獨立ドイツのための基地としてうちたてられた。ドイツ民主共和國は労働者と勤勞農民の同盟を基礎とする國家であつて、その國家權力は労働者階級の手中に存している。

以前、すべての支配的諸階級に屬していたこの國の基本的な工業諸企業、銀行・貯蓄銀行・保險會社などの如き金融諸制度、地下諸資源、鐵道・その他の運輸諸機關の一部、さらに卸・小賣商業の一部等々が國家的所有となつたことはドイツ民主共和國の國民經濟の復興と發展を容易にしかつ促進した。

かくしてドイツ民主共和國における國民經濟復興二ヶ年計畫（一九四九年—一九五〇年）は、はやくも期限前に遂行されたのである。「二ヶ年計畫の期限前の遂行は——とW・ピークは彼の『平和的建設の五ヶ年計畫』のなかへべている——經濟計畫“Wirtschaftsplan”に従つて生産しかつ分配するためのすべての諸條件がわがドイツ民

主共和國において存在しているということを證明した」。

(1) W. Pleck: "Reden und aufsätze" B. III s. 228.

二ヶ年計畫の成功的な遂行の基礎のうえて一九五一年十一月一日に、ドイツ民主共和國人民議會 "Volkammer" は、さらに「ドイツ民主共和國國民經濟發展五ヶ年計畫（一九五一年—一九五五年）にかんする法律」を採擇した。その結果、ドイツ民主共和國では國民經濟の計畫的發展によつて社會主義の諸基礎をおくという重大な課題がドイツ勤勞人民の前に直接に提起されることとなつたのである。いまここで簡單に第一次五ヶ年計畫の概觀を興えることゝの如くである。すなわち、この五ヶ年計畫においては――

(一) ドイツ民主共和國における工業生産が一九三六年の水準に比し倍化され、かつ七十九萬七千四百の勞働力が國民經濟において吸收される。

(二) 勞働者、事務員、技術者たちの賃金ならびに俸給が國民經濟全體では平均一六・五%、工業では二〇%とそれぞれ高められ、また食料品や大衆消費財物價が一九五〇年の水準に比し、二八%がた引下げられ、他方それと同時に勤勞者の稅率が大巾に引下げられる、

(三) 第二次大戦によつて破壊されたドイツ民主共和國の諸都市、ことに主都ベルリンの復興と近代設備による大企業の再建がなされ、さらに多くの大企業――たとえばオスト冶金コムピナートやウエスト製鐵所、その他に、造船所、化學工業、重機械製造工業、車輛工場等――が新に建設される、

(四) 農業要具・肥料の生産の増加と科學的な農業方法の採用とによつてヘクタール當りの收穫量が高められ、また畜産がさらに發展させられる、

(4)、とくに、手工業的生産が發展させられる——たとえばそれは一九五一年の四十四億二千四百萬マルクから一九五五年の七十億七千八百萬マルクにまで高められる、などということが豫定されている。また、この五ヶ年計畫では社會的な諸事業においても大きな成果が期待されているのである。

(2) *Dieuenda*, s. 223-226.

このようにしてドイツ民主共和國ではこの第一次五ヶ年計畫において、社會主義の建設のためのすべての物的基礎であるところの重工業諸部門が優先的に發展させられるであろうし、またそれとともに勤勞人民の物質的福祉の改善と文化的水準の向上とを保證するために、輕・食料品工業諸部門も一層發展させられるであろう。かくて、この五ヶ年計畫によつてドイツ民主共和國では、ドイツ勤勞人民の最重要な課題であるドイツの民族的統一のための民主的基地がさらに強化されるであろうということである。

二 工業部面の發展

ドイツ民主共和國政府とドイツ統一社會黨は、五ヶ年計畫のはじめの二年と半ヶ年間に於いて重工業諸部門を『高度に』發展させてきた。そのために後述のべるように、一九五三年の中頃にはこの政策は若干の修正を餘儀なくされたのであるが、いまこの計畫の數年間において達成された工業生産の發展狀況をみてみると、一九五一年にはそれは前年度のそれに比し二二%の上昇率を示している。若干の重要な工業諸部門についてその内容をみると、たとえば鐵鑛生産では二一・九%、壓延鋼の生産では四〇・四%、冶金および鑛業用設備の生産では一五%、工作機械一九・一%、農業機械二七・三%、トラクターの製造では六九・九%とそれぞれ増加している。

(第1表)

ドイツ民主共和国における工業生産の發展

年次	%
1950年	100
1951年	122
1952年	141
1953年	159

“wirtschaftswissenschaft”
No. 4, 1954, s. 400

さらに一九五二年度には工業生産においていつそその發展がみられた。すなわちこの年には工業生産は前年度に比べて一六%、一九五〇年度のそれに比べて四一%もの増加率を示している。たとえば鐵鑛生産では五八%、

は六一%、大旋盤機一三二%、カッセル旋盤機一九〇%、鍛冶およびプレス用設備の生産では二二%、水壓機一八〇%、冶金設備の生産では九九%、そして發電機の生産では三八%とそれぞれ増加している。他方この時期に食料品工業の生産では二二%の増加が示されている。

一九五三年には年度計畫は一〇二%がた遂行された。これを前年度の生産高に比べると一二・五%、さらに戦前の一九三六年の水準に比べると實に七六%の増加率を示している。とくに人民所有工業“Volkseigen Industrie”では總生産計畫は一〇三%遂行された。またこの年には電力生産・石炭掘鑿・煉炭生産・鋼—鉄鑛精鍊・壓延生産用の、および皮革加工用の新設備

(第2表)

ドイツ民主共和国における工業諸部門の發展 (百萬マルク)

部 門	1936年	1950年	1953年	36年にたいする53年の%
基礎原・燃料工業	5761	7728.0	11538.7	200.3
金屬加工工業	4712	5685.1	10115.1	214.7
輕 工 業	6232	6468.5	9147.9	146.8
食 料 品 工 業	4402	3455.4	6454.2	146.6

《Вопросы Экономии》 No. 9, 1954, СТР. 87.

この表における第1のグループの工業部門はW, ウルブリヒトの報告(ドイツ統一社會黨第4回黨大會における中央委員會の報告)では『基礎生産手段工業』となつている(「恒久平和のために、人民民主主義のために!」No. 15 1954年)。

* この表題は筆者が附したものである。

などが生産された。かくして一九五三年度は前年に比し、銑鐵の精鍊では六四%、鋼鐵生産では一五%、壓延の生産では一四%、冶金設備の生産では一〇%、發電機(百K・W・H以上の能力をもつ)六七%、農業機械の製造では三二%、そして輕工業用設備の生産では二二%とそれぞれ増加した。

ドイツ民主共和國では重工業諸部門のこのような高度の發展テムボのおかげで、とくに輕・食料品工業諸部門をいつそう發展させるための可能性がづくり出された。かくして一九五三年六月十一日以降ドイツ民主共和國では、政府の新經濟政策であるいわゆる『新コース』が實施されるようになったのである。その結果、ドイツ民主共和國の人民議會は一九五三年度の下半年期における國民經濟計畫の變更にかんする法律と、勤勞人民の物質的福祉の改善を保證するために大衆消費財の生産の増加を見込んだ一九五三年度の國家豫算の變更にかんする法律とを承認した。

(1) 『新コース』は一九五三年六月九日に、ドイツ統一社會

黨中央委員會政治局のコミニケで明らかにされたのであるが、いま簡単にその内容を紹介すると、(一)、勞働者、事務員、勞働インテリーの生活諸條件をすみやかに改善すること、(二)、農民(大農をも含めて)に對しては負擔を輕減しかつ援助を與えること、(三)、手工業者、實業家、工業・建築・商業・運輸などにおける中小企業家に對して負擔を輕減しかつ援助を與えること、(四)、ドイツ民主

共和國の領土を離脱した者に對しては、彼らの歸國を助けまたは、財産を返還することによつてすみやかに援助を與えること、(五)、東西兩ドイツ間の交通を容易にしかつ促進すること、(六)、國家と教會との間の關係を正常化する事、(七)、住民に對する法保護をいつそう強化することなどである。

この『新コース』が採用されて直後に(十七日)いわゆるベルリン暴動が起きていることは周知の事實である。

これらの變更によつて、國民經濟における資本投資計畫もまた再檢當された。多くの重工業諸部門における資本建設は一九五三年中に六億マルク減少され、他方輕・食料品工業諸部門のいつそうの發展とこれらの諸部門にお

(第3表) 投資(百萬マルク)

	額總	こ の 政 に よ る も の 國 家 財 源 の 由 り の も の
1949年	1384	785.7
1950年	2850	1567.3
1951年	3814	2221.3
5ヶ年計畫全體で	28614	
年平均	5723	

“Der staatshaushalt” (Schriftenreihe, Deutsche Finanzsicht, Helt, 33) 1953, s. 7

%、メリヤスの下落は五二%、皮革は八二%、軽自動車は一五%、自動自轉車は二・五倍、寫眞機器具は三・五倍の増加率を示している。とくに人民所有諸企業では、第一次五ヶ年計畫がそれらの生産を前年度に比して六一・六%の増加と豫定していたのに、實際には七四・八%の増加を示した。

以上のような諸成果によつて、ドイツ民主共和国では總工業生産高はこの五ヶ年計畫がこれらの三ヶ年間において豫定していたよりも七%も上回る事が出来た。他方、これらの期間中にドイツ民主共和国では七九の諸企業が復興されたし、また百の人民所有諸企業が新設された。一九五三年間だけで二七の諸企業が復興され、三三の諸工場が新設された。

一九五三年の十二月にはドイツ民主共和国人民議會は、この年の下半期において生じた計畫の變更をとくに考慮

る舊設備の擴張と新設備の建設とのための追加的投資が要求された。かくして一九五三年度における投資總額は前年度に比し二一%の増加となつた。例えばそれは動力工業では七三%、冶金工業では七%、輕工業では一一〇%、食料品工業では二八%、そして住宅では五四%とそれぞれ増加された。さらに下半期には追加的に七千萬マルクが輕・食料品工業諸部門およびその他の大衆消費財工業諸部門の投資のために自由にされた。これらの結果として一九五三年の下半期には大衆消費財の生産が著しく増加した。輕工業省諸企業の生産高は前年に比して一一%、食料品工業省諸企業のそれは一五%とそれぞれ増加した。一九五二年と一九五三年の間に毛織物は二九

して、一九五四年度における國民經濟計畫を審議しそして採用した。それによると、一九五四年度には前年度に比して生産手段の生産の六・八%と消費財生産の二三・五%の増加を含む總工業の生産高の増加を二二・六%と豫定している。たとえばエネルギー經濟の生産では一三%、鑛工業では一〇%、冶金工業では一二・七%、機械製造工業では一三・二%、電氣工學では二〇・五%、そして精密機械光學では二九・八%とそれぞれ増加されるはずであつて、しかもこれらの重要な工業諸部門の生産の増加は全人民所有諸工業の生産の一・八%の増加に立脚している。他方大衆的消費財貨の生産では皮靴の五一・一%、ミシンの八〇%、ラジオ受信器の五〇%、そして冷蔵庫の五倍などの増加がふくまれている。このような大衆の消費財貨の生産の増加と相並んでそれらの品質の改善にも大きな注意が拂われているのである。この目的でドイツ民主共和國では手工業の生産と私的工業の生産の發展にとくべつの配慮がなされている。その結果、たとえば手工業の生産では第一次五ヶ年計畫が、一九五五年には一九五〇年度に比べて六六・五%の増加と豫定していたのに、實際には一九五四年中においてすでにこの數字は達成されるはずであるし、また私的工業の生産についてみると、私的工業諸部門の生産量は一九五三年には一九五〇年に比べて三・一%の増加を示しているのである。

だがつぎの表(「第四表」)によつてわかるように、ドイツ民主共和國では重要な工業諸部門において社會主義セクターの占める割合が漸次壓倒的に大きくなつてきているということがある。このことは重工業諸部門についてのみにいえるばかりでなく、輕・食料品工業諸部門についてもまたいえることである。とはいえ、輕・食料品工業諸部門ではいまなお私的工業部門が重要な役割を演じているのである。

さて上の表で見ると、工業部面では一九五三年には社會主義的セクターが全工業生産高の八五・五%をしめてい

(第4表) 所有諸形態による
總工業生産高の増大 (%)

	1950年	1953年
全工業(手工業を除く)	100.0	100.0
社會主義的諸企業	77.6	85.5
このうちの人民企業	75.6	82.6
協 同 組 合	2.0	2.9
私的・資本家的・企業	22.4	14.5

W. ulbricht: "For a lasting peace, for a people's democracy!" No 15, 1954,

る。このような工業部面における社會主義セクターのしめる比重の増大は、國民經濟計畫の數ヶ年間に於いてドイツ勤勞人民の物質的ならびに文化的水準を系統的に向上させるといふ課題の成功的な解決を可能にしているし、それはまた同時に、第三回ドイツ統一社會黨大會で提起された他の重要な課題——國民經濟部門間に存在する不均衡を縮小させるといふ課題、の解決のための物的保證ともなつているのである。

- (2) 因みに一九五三年における生産手段の生産部門(I)と消費財の生産部門(II)とのあいだの比率を示すと、65:33であつた。

三 農業部面の發展

ドイツ民主共和國での土地改革(一九四五年九月に着手)は農業の生産關係における社會的構成を根本的に變化させた。これはまず第一に土地改革によつて地主「ユンカー」的土地所有關係が絶滅されたということにおいてあらわれている。これまで地主「ユンカー」およびファッシストたちによつて所有されていた土地、農業建物、農業用具・機械および家畜などが土地なき農民または土地少なき農民や農業労働者や移住農民たちに分配された。第二に土地改革によつてとくに五ヘクタールから二〇ヘクタールまでの中農經營がその土地面積とともに著しく増加したとい

(第5表) 經營規模による農業構成の變化

經營の大きさ	土地改革前		土地改革後	
	經營%	土地面積%	經營%	土地面積%
0.5—2ヘクタール	36.8	3.2	29.2	3.5
2—5 "	19.7	5.8	16.2	7.2
5—10 "	16.4	10.6	33.4	32.3
10—15 "	} 16.6	} 21.2	9.4	14.6
15—20 "			5.7	12.7
20—50 "	8.5	22.4	5.5	21.5
50—100 "	1.4	8.4	0.5	4.6
100以上	1.1	28.4	0.1	3.6

"Einheit" Heft 7, July 1950, s. 591, ("Fragen des aufbaus eines einheitlichen demokratischen friedliebenden deutschen staates" s. 210 による)

國の農業では全土地面積の約三〇%が社會主義的な諸經營の所有となつていたのである。が他の七〇%は私的農民の諸經營にぞくして、

示すと第六表のごとくである。つまり一九五四年のはじめ頃にはドイツ民主共和国

(第6表) 農業の社會的構成 (農業における土地分布%)

人民所有地	4
農業生産協同組合	12
いろいろの諸經營が使用中の、または國家が一時使用している土地	14
小農 (0.5—5ヘクタール)	14
中農 (5—20ヘクタール)	46
富農 (20—100ヘクタール)	10

W. ulfricht; "For a lasting peace, for a people's democracy!" No 15, 1954,

うことである(第5表)。すなわちドイツ民主共和国では土地改革によつて、農業の生産關係が勤勞農民を中心とする生産關係に變つてきたということである。がその際、そこには少なからぬ数の富農層がなお存続しているということが注意されるべきである。ドイツ民主共和国における農業の社會的構成の第三の最も重要な變化は、農業經營において社會主義的セクターが漸次重要な地位を占めはじめてきていることである。いま一九五四年のはじめ頃の、ドイツ民主共和国における農業の社會的構成を土地分布によつて

このうち約一〇%は富農層の手中にあつた。

- (1) 《Bourgeois Demokratische》の第十號（一九五四年）による
と、ドイツ民主共和國では三百萬ヘクタール以上の土地
が土地なきまたは土地少なき農民たちに分配されたとい
われてゐる。

- (2) ドイツ民主共和國憲法（一九四九年十月に採用）による

と、ドイツ民主共和國では農民の私的^{私的}土地所有が認めら
れてゐる（第二十四條の第五項）。しかし百ヘクタール
以上の大土地所有は解體されかつその土地は無償で分配
されるべきことが定められてゐる（同第四項）。
“Die Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik”
s. 14, Kongress-verlag Berlin.

さてドイツ民主共和國のいくつかの農村では、一九四六年においてすでに勤勞農民や農業労働者たちによつて、農業生産協同組合（LPG）がつくられはじめてゐる。「農業生産協同組合はその存立の最初の年においてすでにドイツ民主共和國の農業で重要な經濟的ならびに政治的勢力となつた。」かくて、ドイツ民主共和國政府とドイツ統一社會黨はあらゆる方法で農業生産協同組合を發展させるために努力してゐるのである。たとへばはじめの二ヶ年間は協同組合は課税から免除されるし、また農民銀行からは最も有利な條件で長・短期のクレディットが與えられる等々。一九五二年には協同組合員たちに對しては二五%の課税引下げがおこなわれたし、また穀物その他の義務納入^{アフリエンブルグスライム}ノルマが引下げられた。

- (3) K. Glemnitz: “Wirtschaftswissenschaft” No. 1, 1954, s. 26.

現在ドイツ民主共和國では三つの型態の農業生産協同組合がある。

第一の型態の農業生産協同組合は最も簡單なかつ最も低いものであつて、この型態では協同組合の土地フォンドは、(一)協同組合員に屬する土地もしくは彼らによつて提供された土地と、(二)國家によつて無償で與えられた土地とから成つてゐる。この協同組合に参加した農民の果樹園、牧草地、牧場、および森林地は彼らの個人的利用のため

めに残されていて、さらに協同組合員たちは〇・五ヘクタールを越えない大きさの住宅附屬地をもつことが出来る。すべての家畜や農業用具・機械は彼らの個人的利用のために残されている。しかし總會（これは協同組合の仕事と結びついたすべての問題を處理する組合の最高機關である）の決定にしたがつて、農業労働のためにそれらを協同組合に提供しなければならぬ。國家への納入後、種子・備蓄ファンドと組合の分割しえぬ共同ファンド（全収入の五%まで）を取り除いて後、純収入の四〇%までは協同組合員たちの間にその提供された土地の質と量に應じて分配され、残りの六〇%に相當するものは組合員たちの年間の労働日數に従つて彼らのあいだに分配される。

第二の型態の協同組合では牛・馬、農業用具・機械はそれらの所有者に對する協同組合の分割支拂いによつて共同利用のためにプールされている。總會はその支拂額と時期（全支拂期限は十年をこえてはならない）とを決定する。各組合員たちは一頭づつの牛・馬、一・二匹の子馬と若干の良種の家畜を個人的利用のために所有することが出来る。國家への納入と共同ファンドを取り除いて後、純収入（現金と現物）の三〇%は提供された土地の質と量に應じて、他の七〇%に相當するものは年間の労働日數に従つて組合員たちの間にそれぞれ分配される。

第三の最高の型態の農業生産協同組合では、耕地、農業用具・機械および役畜のほかに、牧草地・牧場・森林および良種・生産的家畜等もまた社會化されている。だが各組合員たちは〇・五ヘクタールをこえない土地と一・二匹の子馬をもつ一頭の馬ならびに牛と數匹の子牛をもつ二頭までの乳牛と數匹の子豚をもつ二頭の雌豚と十匹の羊その他若干の小家禽等を所有することが出来る。國家への納入と飼料ファンド、老人・貧困家庭・託兒所・幼稚園等のための援助ファンド（全収入の一%まで）、および分割出来ぬ共同ファンド（収入の六%まで）を取り除いて後、残る純収入のうち二〇%（現金と現物）は提供された土地の質と量に應じて、他は（純収入の八〇%）年間の

勞働日數に従つて組合員たちの間にそれぞれ分配される。

ドイツ民主共和国においては、農業生産協同組合の數は一九五二年の七月頃に五十九あつた。それが一九五三年の一月頃には千三百三十五に増加しており、それらは二萬二千七百七十四人の組合員と一萬三千七百四十七の經營を統一して、そして十一萬四千ヘクタールの面積の土地を耕作していた。さらにこの年の終り頃にはこの數はすでに四千八百に増加しており、それらは十三萬七千六百名の組合員を擁し、そして七十三萬九千ヘクタール以上の土地、つまり全土地面積のほぼ一三%を耕作していた。ドイツ民主共和国では第一の型態の農業生産協同組合がもつとも基本的なものとなつていたのであるが、しかし農業生産協同組合の數のこのような増加とともに、それらのもつとも低い型態からより高い型態への發展もおこなわれているのである。すなわち一九五三年のはじめごろには第一の型態の農業生産協同組合が全協同組合の約九〇%、第二の型態のそれは四%、そして第三のそれは六%、というふうになつていた、がこの年の終り頃には第三の型態の農業生産協同組合はすでに全協同組合の四一%となつていたのである。

ドイツ民主共和国における農業の社會主義的集團化においてとくに重要な役割を演じているのは、いうまでもなく人民所有農場とMTSである。農業におけるこれらの社會主義的セクターは中・小經營の個人農民に對して、大規模の集團農場の優越性を事實をもつて證明し、そして完全な自發性の基礎の上で、彼らが農業生産協同組合に入することを積極的に助けているのである。農業の社會主義化という見地に立つて、ドイツ民主共和国政府とドイツ統一社會黨はMTSの強化と發展にとくに大きな注意を拂つている。たとえばMTSは五ヶ年計畫において五二四から七五〇に増加されるであろう。現在ドイツ民主共和国では、約六〇〇のMTSがあつて、それらは先進的な

農業技術をもつて、現存の生産協同組合の一層の發展のために努力している。さらに、それらは「中・小農民にとつて、も早や失うことの出来ない友」となつてゐるし、また「多くの農村ではM.T.Sの文化の家は、社會的生活の中心となつてゐる」のである。このほかに、ドイツ民主共和国の農村では、さらに『ミテューリン・サークル』その他多くの農民たちのクラブがあつて、そこで彼らは科學的な農業方法を學んだり、また互いに自分たちの豊富な經驗を交換したりして、ヘクタール當りの收穫量をたえず高めるために努力してゐるのである。その結果として、ドイツ民主共和国ではヘクタール當りの收穫量は着實に増加してゐる。たとえば穀物の收穫量は一九三四年——三六年の二〇六〇キログラムから一九五三年の二三三〇キログラムにまで増加した。

一九五四年度の國民經濟計畫によると、同年の農業生産高は八・二%の増加と豫定されてゐる。さらに來るべき數年間において、收穫量をよりいつそう高めるために磷酸肥料や硝酸ソーダ等の生産の増加が要求されてゐるし、また家畜が肉ミルク、脂肪等に對するドイツ民主共和国の住民の要求を、國內の生産だけで完全にみたしうる程度にまで高められるべきことが強調されてゐる。この目的で家畜のための飼料基地のいつそうの擴充が要求されてゐるのである。

(4) M.T.Sによる種々の農業労働のヘクタール當りの賃料
 を見るとつぎの表の如くである。實際には賃料はこれ

賃料グループ	I	II	III	IV
(マルク)	LPG	10ヘクタールまでの經營	20ヘクタールまでの經營	20ヘクタール以上
21—25 cm の平均スキ	21.50	21.50	26.50	66.—
圓板馬鋸	7.—	9.—	11.—	22.—
條 掃	5.—	6.50	10.—	22.—
結び紐付穀物刈集	12.—	15.—	19.—	40.—
馬鈴薯栽培	15.—	25.—	35.—	65.—
貯蔵掘犁による馬鈴薯收穫	22.50	28.—	46.—	85.50

“250 Fragen 250. Antworten über die Deutsche Demokratische Republik”
 1954, s. 113

よりも高くつくようであるが、國家が必要な補助金(大經營の農民に對しても)を與えている。さてこの表で明らかかなように、M.T.Sの賃料が農業生産協同組合(L.P

①)と中・小經營の農民にとつて有利に、定められてい
るといふことがわかる。
(5) Ebenda s. 112, 113.

四 國家財政その他

以上見てきたドイツ民主共和國の工業と農業の兩部面における生産のたえざる發展とこれらの兩部面における社會主義化の着實な進展とは、ドイツ民主共和國政府とドイツ統一社會黨の正しい政策のもとに示されたドイツ勤勞人民の獻身的な勞働の結果にはかならない。そしてこれらの兩部面での斯様な諸成果はドイツ民主共和國の國家財政、通貨、勤勞人民の狀態およびその他の諸領域においてもまた當然に反映されざるをえない。

他の多くの基本的な生産諸手段と同じように、ドイツ民主共和國の主要な金融諸制度が全人民の所有に歸したことは國民經濟の計畫的かつ均衡的な發展を可能にしているし、金融制度はドイツ民主共和國では社會主義の諸基礎をつくり出すための最も重要な手段のひとつとなつているのである。すなわちそれは國民經濟計畫を成功的に遂行させるためにドイツ民主共和國政府とドイツ統一社會黨によつてとられたすべての經濟的諸處置にとつての重要な經濟的テコとなつているのである。もちろんすべての金融諸制度において中心的な地位をしめているのはいうまでもなく、國家財政である。ドイツ民主共和國の國家財政の重要な一部はすべての金融諸制度を通じて、諸企業—とりわけ人民所有諸企業—に投資されるし、また長・短期のクレディットの形で許與される。だから國民經濟のたえざる發展は國家財政の増大を要求するし、また逆に國家財政の年々の増大とその黒字額の蓄積とは國民經濟のよりいっ

(第7表)

財政收支の發展

(百萬マルク)

	収入	支出	残額
1949年度 計畫豫定額	15,505.1	14,329.9	1,175.2
4月1日—12月31日實額	15,284.8	14,956.5	328.3
1950年度 計畫豫定額	17,632.5	17,527.7	104.8
1月1日—12月31日實額	20,104.3	19,702.9	401.4
各地方自治體を加う……64.7			
1951年度 計畫豫定額*	26,717.5	25,488.0	729.5
1月1日—12月31日實額	26,964.7	26,268.4	696.3
1952年度 計畫豫定額	32,491.3	31,736.6	754.7
1月1日—12月31日實額			
1953年度 計畫豫定額	35,608.7	34,688.5	920.2
1月1日—12月31日實額			

"Staatshaushalt," s. 8.

* 1951年以降は那所屬の地方自治體と社會保障を含む。

尙本文ですでのべたように、1953年度は國家の豫定變更がなされた。

生産の比重増加は當然國家財政收入中にしめるその割合もまた増大してこざるをえないであろう。たとえば上に掲げた表(第八表)によつて明らかなるように、國家財政收入中に占める人民所有諸企業の割合は、一九四九年にはたつた三%にも充たない状態であつたのが、その後年々増加の一途をたどつており(とりわけ五ヶ年計畫中におけるその増加は著しい)、一九五三年には二四・四%となつた。だがその際このような増加と相並んで、人民所有諸企業では毎年巨

(第8表)

財政收入中にしめる
人民所有企業の割合

年次	%
1949年	2.90
1950年	9.58
1951年	12.97
1952年	15.20
1953年	24.40

Ebenda s. 7

その發展を可能ならしめてゐる。われわれは第七表によつてドイツ民主共和國の國家財政の健全な發展を知ることが出来る。しかも國家財政のこのような増大にも拘らず、ドイツ民主共和國では労働者、事務員ならびに勤勞農民に對する課稅率はたえず引下げられている。がこのことはドイツ民主共和國では、右のべた事情となんらの矛盾もなしにおこなわれてゐるのである。國民經濟の諸領域—とりわけ工業部面—における人民所有企業の

(第9表)

ドイツ民主共和国における通貨流通量

(百萬マルク)	1949年 9.30	1949年 12.31	1950年 12.31	1951年 12.31	1952年 12.31	1953年 7.31
機能中の紙幣	…4145	4145	4102	4100	4094	4091
鑄貨	… 23	25	67	69	75	78
このうちドイツ發券銀行 の金庫の中にあるもの	4168 … 764	4170 627	4169 690	4169 704	4169 730	4169 594
その他の信用取引財團の 金庫の中にあるもの	3404 … 204	3543 255	3479 116	3465 134	3439 86	3575 71
かくて住民、諸企業、諸 組織において流通してい るもの	…3200	3268	3362	3331	3353	3504

Ehenda s. 8

大な『内部蓄積』“innerakkumulation”がおこなわれているということをも考慮に入れなくてはならないであろう。國家財政の健全な發展（ことにその黒字額の年々の集積）はドイツ民主共和国の通貨—マルクの安定に大きな影響を及ぼしているのはいうまでもない。

ドイツ民主共和国では一九四八年に通貨改革が實施された。この改革によつて、ドイツ民主共和国では通貨の安定がもたらされたし、また他方國民經濟のたえざる發展はこの安定をさらに維持することを可能にした。ドイツ發券銀行“Deutsche Notenbank”の報告によると（第九表）、一九四九年十二月三一日におけるドイツ民主共和国の通貨流通量は三十二億八千八百萬マルクであつて、それは一九五三年の上半期ごろまでの間はたいして目立つた變動を示していない。だがすでに述べた『新コース』の採用による國家豫算の變更とその他重要な經濟政策上の諸變更とによつて、同年の下半期には通貨流通量は著しく増加している。たとえば同年の十二月三十一日にはそれは三十七億四千七百萬マルクにまで増加している。

通貨流通量のこのような増加は、ドイツ民主共和国の勤勞人民の生活水準をすみやかに改善さすというドイツ民主共和国政府とドイツ統一社會黨の正しい政策にもとづくものであつて、國內の一般的な物價水準にはなんらの影響も與えてはいないのである。むしろ反對にドイツ民主共和国においては、一九四八年以降十六回にわたる物價の引下げが行われた(第十六回目の引下げは今年の九月におこなわれた)。たとえば一九四八年から一九五三年までの間に國營自由商業“ Staatliche Handelsorganisation ”の物價はマーガリンで九五%、ソーセイジで七九%、動物脂肪では八五%、男服で七三%、自轉車で七一%、腕時計では七〇%とそれぞれ引下げられた。かくして五ヶ年計畫が一九五五年において小賣物價を一九五〇年に比べて二八%がた引下げることゝ豫定していたのに、一九五三年においてすでにこの數字は達せられた。この結果として、一九五〇年から一九五三年までのあいだに小賣商品取引額は約十億マルク、すなわち五九%増加したし、一九五三年には一九五五年の豫定商品取引總額(二百七十億マルク)をすでに四億マルクも上回つた。かくして、第十六回ドイツ統一社會黨中央委員會は、現在部分的になお高い物價を廢して、『單一の物價水準』“ einheitlich preisniveau ”をうちたてることによつて一九五四年度中に配給制度を完全に撤廢することを決定している。このための保證は・卸・小賣商業における社會主義的セクターの占める割合の増加である。卸賣商業についてみると、一九五三年には國營部門の占める割合は九二・一%、協同組合のそれは二・四%となつており、また小賣商業取引高において國營ならびに協同組合の占める割合は六九%となつてゐる。

ドイツ民主共和国では、一般消費物價の斯様な引下げと併行して勞働者の賃金がたえず系統的に高められてゐる。たとえば五ヶ年計畫では一九五三年までに勞働者の賃金は一〇九・九%となるはずであつたのが、實際の同年の平均賃金は一九五〇年に比べて一二四・四%に上昇している。人民所有工業における勞働者の月平均賃金の上昇率を

(第10表)
勞働者の平均賃金の上昇率
工業における平均賃金の上昇率
人民所有の労働者の月平均賃金の上昇率

年次	マルク	%
1950年	261	100
1951年	295	113
1952年	312	120
1953年	339	129

“wirtschaftswissenschaft”
No.4, 1954, s. 388

見ると、第十表において示されているように、一九五三年には一九五〇年に比べて二九%の上昇率を示している。他方この間に労働の生産性は四三%が高まつている。さらに雇用計畫ではそれぞれ前年に比して、一九五一年には一〇八%、一九五二年には一〇五%、そして一九五三年には一〇七%と遂行されているし、また一九五四年度における雇用計畫は前年度に比し一〇五%がた遂行されることが豫定されている。

また他方において、ドイツ勤勞農民の狀態も著しく改善されている。大巾な物價の引下げは工業製品に對する農民の支出を大いに減少させたし、その他に、農民たちの義務納入ノルマの引下げは彼らの收入を約十億マルク増加させた。

これらの結果、ドイツ民主共和国においては國民所得はたえず増大している。すなわち一九四六年を一〇〇とすると、國民所得は一九四七年には一二四・九、一九四八年には一五一・一、一九四九年には一七二・三、そして一九五〇年には二〇六・一とそれぞれ増加しているし、一九五三年には住民の自由にされる國民所得部分は前年に比し、一六%がた増加するはずである。五ヶ年計畫では國民所得は一九五五年において四百九十億マルクと、つまり一九五〇年に比べて六〇%の増加と豫定されている。かくてドイツ民主共和国の住民の購買力は大いに高まつた。たとえば一九五三年には住民の購買力は一九五〇年に比べて八七%も増大したし、他方この間に各家庭の生活水準は三〇%も上昇した。

さらに第一次五ヶ年計畫の數年間に教育・科學・文化その他社會保障等の諸領域においても亦顯著な發展が見られ

た。

(1)

いま、切符制による價格と國營自由商業（H O）價格とを比較して見るにつきの表の如くである。

“250 Fragen 250 Antworten...” s. 83

(2)

ここに參考までに一見習坑夫（二人の子供をもつ一家の主人）の『家計』表をかかげておこう。彼は毎月正味五七〇マルク得ている。こ

れは本文の第十表において示されている月平均賃金に比べて相當な高額だ。しかしこの『家計』表はドイツの労働者の生活状態を知る上で一應の參考にはなるであらう。さてここでは、つぎのことが注意されるべきである——すなわちこの表で示されている物價は最近の物價引下げ（今年の九月）以前のものであつて、他方労働者の平均

ドイツ民主共和國における經濟發展

生活資料 (配給)	切符制價格 (マルク)	H O價格
バター (kg當り) ……	4.20	20.00
マーガリン “ ……	2.30	5.40/7.00
ベーコン “ ……	2.65	14.40
砂糖 “ ……	1.12	2.80/3.00
牛肉 “ ……	3.30	10.80
豚肉 “ ……	3.00	11.20
腸詰 (標準) “ ……	4.00	14.00
ミルク (リッター當り) ……	0.28/0.32	1.60
卵 (1個當り) ……	0.18/0.15	0.35/0.45

彼の家族は切符で下の諸商品を買う

	(マルク)
バター ……3.750kg	15.75
マーガリン ……0.900 “	0.66
ベーコン ……0.450 “	1.31
豚肉 ……2.000 “	5.40
牛肉 ……1.530 “	3.83
腸詰品 ……1.500 “	6.22
砂糖 ……6.200 “	6.88
ミルク ……30リッター	7.80
	<hr/> 47.85

他に次のような切符なしの食料品を買う

30個のパン (混合パン1.5kg) ……	21.60
30kg馬鈴薯 ……	3.90
3kg小麦粉 ……	3.84
4グラスのジャム ……	4.60
果物, 野菜, 滋養物 ……	40.00
	<hr/> 73.84

賃金は今年に入つてからさらに上昇している（たとえ今年第三・四半期には前年同期に比べてそれは一〇・二%も上昇している）ということ。そこで彼ははこの五七〇マルクをもつて次のように支出する。

その他に國營自由商業 (HO) で下の諸商品を買う (マルク)	
1 kgのバター	20.00
1 kgのサラダ油	12.20
1 kgのマーガリン	6.00
0.5kgの脂肪のない豚肉の腸詰	6.75
0.5kgの鰻腸詰	6.00
1 kgのハム	20.30
さらに次のものを加う	
600本のタバコ	48.00
リキユー酒と甘味	18.00
3室住宅の家賃 (古建)	25.00
燈火料	4.70
ラデオ, 新聞, 分擔金	14.05
	181.00

總支出.....302.12 マルク
 殘額.....267.81 マルク

Ebenda s. 89

最後に簡単にドイツ民主共和國の外國貿易についてみることにしよう。

「第二次世界戦争とその經濟的諸結果ともつとも重要な經濟的歸結」とみななければならぬところの「單一の、すべてを包括する世界市場の崩壊」と「おなじく相對立する、二つの平行した世界市場」の形成は、ドイツ民主共和國の對外的な經濟的諸關係を主として社會主義および人民民主主義の諸國に結びつけた。しかしながら、このことはこの國と他の西歐諸國との正常な貿易關係の發展をけつして否定するものではない。むしろ最近ではこれまで西歐諸國がつくり出した障壁はうち破られはじめてさえている(たとえば西ドイツとの貿易額は一九五四年の第二・四半期には前年同期に比べて三倍以上に増加している)。

いまだドイツ民主共和國の外國貿易の發展を見ると、一九四七年を一〇〇として一九五二年にはそれは一七七〇となつてゐる。さらに一九五三年にはそれは前年に比べて三〇%の増加を示してゐる。一九五一年の中頃に、ドイツ民主共和國の外國貿易中に占めるソ同盟とその他の人民民主主義諸國の割合は八〇・五%であつた。この年の九月二十七日にはモスクワでドイツ民主共和國とソ同盟との間に相互的な商品供給にかんする長期的な協定が調印された。この協定は一九五二年から一九五三年の期間中にドイツ民主共和國とソ同盟との間の商品交換が著しく増加するであろうことを見込んでいる。それと同時に他方においてはこれらの兩國間の科學・技術協力にかんする協定もまた調印された。さらに人民民主主義諸國、とりわけポーランド、チェコスロヴァキア、ハンガリーとの間の經濟的協力ならびに信用供與にかんする諸協定が調印されている。かくしてドイツ民主共和國と社會主義および人民民主主義諸國との間の商品取引は一九五〇年を一〇〇とすると、一九五一年には一五七、一九五二年には一七四、そして一九五三年には二一五とそれぞれ増大してゐる。だがその際、中華人民共和國とのあいだの貿易の著しい増加がとくに指摘されるべきであらう。

(3) И. В. Оглин; "Экономические Прогнозы Советского

Восстания" стр. 30, 31, 邦譯書青木文庫版四五、四六頁傍

點引用者

追記、紙量の制限より、いくつかの統計表は省略せざるを得

なかつたことを、ここに一言斷つておく。尙本稿は一

九五四年度文部省科學研究費による研究の一部である。

一九五四年十一月十日